

北海道胆振東部地震に伴うインバランス等料金単価に係る 特別措置の認可について

2018年11月22日
北陸電力株式会社

当社は、本日（11月22日）、北海道胆振東部地震の影響に伴うインバランス等料金単価に係る特別措置について経済産業大臣から認可を受けましたので、お知らせいたします。

2018年9月6日に発生した北海道胆振東部地震に伴い、同年9月6日午前3時から9月26日午後12時までの間、日本卸電力取引所における北海道エリアのスポット市場が停止され、北海道電力エリアにおいて電気の調達方法が限られたため、多くの不足インバランスが発生しました。

これに伴い、この期間におけるインバランス等料金単価の算定を、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に記載された方法にて実施した場合、全国のインバランス等料金単価に大きな影響を与えることから、国の審議会^{※1}にて議論がなされました。

その結果、「北海道エリアのスポット取引が停止していた期間のインバランス等料金単価の算定は、例外的に託送供給等約款以外の条件で算定することとし、各一般送配電事業者から託送供給等約款の特別措置の申請^{※2}を求める」と整理されました。

これを踏まえ、当社は、11月20日に経済産業大臣へ託送供給等約款の特別措置を申請し、本日認可を受けました。

今回、認可を受けた特別措置の内容は、以下のとおりです。

<特別措置の内容>

2018年9月6日午前3時から9月26日午後12時までの期間については、北海道エリアのインバランス量を除いた諸元を用いて30分毎のインバランス等料金単価を算定。

以 上

※1 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
第12回電力・ガス基本政策小委員会（2018年11月8日開催）

※2 電気事業法第18条第2項ただし書きの規定（下記）に基づく申請のこと。
「ただし、託送供給等約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の認可を受けた料金その他条件により託送供給等を行うときはこの限りではない。」